# 継続研さん・更新検討作業部会設置要領の改正について

継続研さん・更新検討作業部会設置要領(令和元年5月10日)新旧対照表

改正 現行 継続研さん・更新検討作業部会設置要領 継続研さん・更新検討作業部会設置要領 令和元年5月10日 令和元年5月10日 科学技術·学術審議会 科学技術·学術審議会 技術士分科会 技術士分科会 制度検討特別委員会 制度検討特別委員会 令和2年5月8日一部改正 「技術士制度改革に関する論点整理」(平成31年1 「技術士制度改革に関する論点整理」(平成31年1 月8日、第9期技術士分科会)においてとりまとめら 月8日、第9期技術士分科会)においてとりまとめら れた技術士制度改革に係る主要論点についての検討の れた技術士制度改革に係る主要論点についての検討の 一環として、技術士資格の継続研さん・更新制の導入 一環として、技術士資格の継続研さん・更新制の導入 及び総合技術監理部門の位置づけについて検討を行う について検討を行うため、制度検討特別委員会設置要 ため、制度検討特別委員会設置要領第2条に基づき、 領第2条に基づき、以下のとおり、制度検討特別委員 以下のとおり、制度検討特別委員会のもとに、「継続研 会のもとに、「継続研さん・更新検討作業部会」(以下 さん・更新検討作業部会」(以下「作業部会」という。) 「作業部会」という。)を設置する。 を設置する。 (設置目的) (設置目的) 1. 技術士資格の継続研さん・更新制の導入について 1. 技術士資格の継続研さん・更新制の導入及び総合 技術監理部門の位置づけについて検討すること目的 検討すること目的とする。 とする。 (会議及び会議資料の公開) (会議及び会議資料の公開) 2. 省略 2. 省略 (会議の運営) (会議の運営) 3. 省略 3. 省略 <u>附 則</u> (施行期日) この要領は、令和2年5月8日から施行する。

# 継続研さん・更新検討作業部会設置要領(案)

令和元年 5 月 1 0 日 科学技術・学術審議会 技術士分科会 制度檢討特別委員会 令和2年5月8日一部改正

「技術士制度改革に関する論点整理」(平成31年1月8日、第9期技術士分科会)においてとりまとめられた技術士制度改革に係る主要論点についての検討の一環として、技術士資格の継続研さん・更新制の導入及び総合技術監理部門の位置づけについて検討を行うため、制度検討特別委員会設置要領第2条に基づき、以下のとおり、制度検討特別委員会のもとに、「継続研さん・更新検討作業部会」(以下「作業部会」という。)を設置する。

# (設置目的)

1. 技術士資格の継続研さん・更新制の導入及び総合技術監理部門の位置づけについて検討すること目的とする。

# (会議及び会議資料の公開)

2. 作業部会の議事及び資料は原則公開とする。なお、公正かつ適正な技術士 試験の実施が困難になるおそれがある場合、個別利害に直結する事項に係る 案件については、一部非公開とすることができる。

# (会議の運営)

3. 検討の状況は、作業部会の主査が制度検討特別委員会に適宜報告する。

# 附則

# (施行期日)

この要領は、令和2年5月8日から施行する。